

しま旅コンシェルジュ事業業務委託仕様書

1. 事業の目的

地域との交流を深めたい都市部住民や観光客等に対し、地域の魅力を理解してもらいながら、滞在を延ばす魅力あるメニューの造成を図り、滞在型交流観光をさらに推進しつつ、観光交流から定住へとつながる地域づくりを展開する業務を実施する。また、本町に訪れた観光客等のニーズや属性等を元にデータ分析を行い本町の観光課題を浮き彫りにし、課題解決に取り組むことで観光客等の利便性向上を図る。

2. 委託期間

契約締結の日から令和2年2月29日（土）まで

3. 事業内容

本事業により実施する内容は、下記のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、小値賀町産業振興課をはじめ、商工会等の関係機関や地域事業者等と緊密な連携の上、適切に行うものとする。

- (1) 地域の資源や観光素材、そこに関係する人材等を結び付け、新たな体験等を創出するコーディネート人材を1名以上雇用すること。
- (2) 地域資源や産業連携等を活かした体験メニューの創出（3件以上）及びそれらに付随するものの整備を行うこと。
 - ①体験メニューの創出については、観光客等への魅力向上に努めるために、島外から専門家1名以上を招聘し、勉強会等を1回以上実施するものとする。
（体験メニュー1件につき、勉強会等1回以上）
 - ②体験メニューの創出については、必ず雨天時の屋内で実施できる体験を1件以上創出するものとする。
 - ③野崎島の歴史、動植物等の資源を活かした体験を1件以上創出するものとする。
 - ④その他、必要な経費についてはすべて業務受託者負担とする。
- (3) 観光客等のニーズや属性等の統計データを蓄積し、そのデータを分析した上での課題提示及び解決に向けた提案を行うこと。
 - ①観光客等のニーズについては、独自にアンケートを実施、もしくは日常の業務での声を拾い上げてよいこととする。ただし、日常の声を拾い上げた場合、いつ、誰のニーズということがわかるようにしておくこと。
 - ②属性等の統計データについては、把握しうる宿泊施設や観光施設等の宿泊等実績を対象とし、性別、年代、来島地域等、幅広いデータ蓄積に努めること。
- (4) 成果物の提出
 - ・委託業務が完了したときは、速やかに事業報告書をまとめ、A4判で5部提出すること
 - ・成果物の提出場所は、小値賀町産業振興課とする。

(5) 施策効果の検証及び国へ提出する報告書の作成に係る協力

- ・当該事業については、国の交付金を活用しているため、国に対し実績報告等を提出することがあるため、必要な情報を提供するなどにより、報告書の作成に協力すること。

4. 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

5. その他

本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本事業を円滑に実施することを旨とし、その都度協議してこれを定めるものとする。